

本書面は電気事業法第2条13第2項に従い、契約前に電気供給契約の重要な事項を説明するものです。詳細につきましては、当社電気需給約款をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 申込み方法

当社の電気需給約款等の供給条件を承諾の上、当社所定の様式によりお申込みいただきます。

2. 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、お客さまのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、供給開始日から1年後の日までとします。
- (3) 電気需給契約は、お客さままたは当社から電気需給約款に定める意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同条件で継続されるものとします。

3. 契約電力

高圧電力は、契約電力500キロワット以上はお客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。契約電力500キロワット未満はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とします。

4. 供給電圧および周波数

- (1) 特別高圧電力は、原則として供給電圧20,000ボルト以上、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。
- (2) 高圧電力は、原則として供給電圧6,000ボルト、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。

5. 電気料金

料金は、基本料金(力率修正後)、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、容量拠出金、その他当社が定めた料金を加えたものとします。

6. 契約超過金

契約電力が 500 キロワット以上のお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、超過した電力について、託送供給等約款で定められる接続送電サービス基本料金の 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払期限内に支払っていただくものとします。

7. 工事費

託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

8. 計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は原則として毎月の計量日から翌月の計量日の前日までの期間とします。

9. お支払い方法

- (1) 料金の支払義務が発生する日は、料金の請求日（検針日）といたします。料金の支払期日は、原則として請求日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払方法により支払期日は異なる場合があります。
- (2) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (3) 支払義務発生日の翌日から50日を経過して料金のお支払いがなされなかった場合は、電気の供給を停止いたします。

10. お客さまのご協力

- (1) 需要場所への立入りによる業務の実施
電気需給契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

(2) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、または一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合には、当社と一般送配電事業者に通知していただきます。

11. 契約の変更・解約

- (1) 電気需給契約の内容は、原則として契約期間中は変更できないものとします。
- (2) お客さまのやむを得ない事情により電気需給契約を解約する場合、解約希望日の90日前までの書面による解約申入れによって電気需給契約を解約することができるものとします。
- (3) 当社は、電気需給約款の定めに基づき、電気の供給の停止または電気供給契約の解除を一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、電気の供給を停止する場合には、供給停止の前日までに予告いたします。
- (4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

12. その他

- (1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せください。
- (2) 本重要事項説明書に記載のない事項については、電気需給約款によるものとします。また、電気需給約款の変更等により本重要事項説明書と電気需給約款に異なる定めが生じた場合、電気需給約款が優先するものとします。
- (3) お客様と当社で、個別の契約を締結した場合、個別の契約を優先するものとします。

13. 小売電気事業者・問合せ先

小売電気事業者 UNIVERGY 株式会社(小売事業者登録番号:A0660)
 〒106-0032
 東京都港区六本木 3 丁目 16-26 ハリファックスビル 6 階

お問い合わせ先 UNIVERGY 株式会社 フリーダイヤル 0120-70-3390

受付時間：平日 9 時～18 時

販売代理店（媒介事業者） ※販売代理店（媒介事業者）を通じてご契約される場合にのみ記載いたします。